

[事案 28-318] 特約遡及解約・特約保険料返還請求

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

特約中途付加時および特約変更時に、特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間を超えることについて説明を受けていないこと等を理由に、特約保険料の一部返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月に契約した年金保険について、以下の理由により、既払込特約保険料の一部を返還してほしい。

- (1) 特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間を超えていること、主契約の保険料払込期間満了時にその後の特約保険料を一括して前納すべきこと等について、平成 5 年 8 月の特約中途付加時のみならず平成 22 年 9 月の特約変更時にも説明を受けていない。
- (2) 特約中途付加と特約変更の手續完了後に送付された契約内容変更の明細書と定期的に送付されてくる契約内容のお知らせは、特約保険料の払込期間に関する記載がわかりにくい。

<保険会社の主張>

特約保険料の払込期間について、担当者は適切に説明しており、また、契約内容変更の明細書と契約内容のお知らせでも適切に知らせていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手續

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、特約中途付加時と特約変更時の募集状況等を把握するため、申立人および特約変更時の担当者に対して事情聴取を行った。特約中途付加時の担当者は既に退職しており、協力を得られず、事情聴取を実施することはできなかった。

2. 裁定結果

上記手續の結果、担当者の説明義務違反は認められず、各関係書類の記載内容に不適切などころも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手續を終了した。